

論 説

中国農村社会における宗族制復活と 市場経済の進展 (1)

田 村 安 興

目 次

はじめに

1. 中国の宗族政策について
2. 宗族制復活に関する近年の論説
3. 天津市静海県王口鎮の事例
4. 福建省の事例 (以上本号)
5. 江蘇省銅山県宗村の事例 (以下次号)
6. 湖南省長沙市斗塘村の事例

小 括

はじめに

中国農村社会の結合紐帯は血縁関係である。近代中国の革命勢力は一樣に血縁関係に基づく農村共同体を「封建制」と批判した。そして、農村社会の結合原則を解体させる事が、経済民主主義、政治的民主主義、思想的民主主義を実現する道と考えた。あらゆる革命勢力の中で、中国共産党、就中文化大革命を主導した勢力は、最も徹底して、農村社会の結合組織そのものに対して、直接的な弾圧を行なった。彼らは中国四千年の歴史における、農村の一般的な基盤を弾圧した最大かつ最初の勢力であった。彼らによる暴動の結果、貴重な文化遺産である無数の祠堂、寺が破壊され、同族活動も停止して、中国農村社会の宗族制は解体したかに思われた。

しかし、文化大革命、四人組への批判が開始され、生産責任制実施、市場経

済導入が始まった1980年代以降、宗族制は逆に復活しつつある。無論それは解放前のものとは完全に同一なものではない。また、地域別、民族別にも多様な存在形態がある。さらに党中央の影響力が弱い南部諸省や、山間僻地に於ては宗族制がそのまま残った地域も少なくなかった。

1989年、天安門事件以後、中国政府は、西側民主主義を容易に受入れられない口実として、今度は宗族制を利用しようとしている。宗族制は常に政争の具とされ、その都度解体したかに思われたが、一貫して変わらないものが中国農村社会の基柢にあった。

我が国では、戦中満鉄調査部による、華北農村社会に関する、大規模かつ詳細な調査が行なわれ、戦後この調査に関わった人々による研究や、同調査を基にした研究が少なくない。近年、中国においても、社会学の研究者による研究が、やっと政治主義を脱却しつつ活発化している。

本稿は、かかる中国農村社会に関する研究の新たな気運に励まされ、市場経済の導入によって急速に変貌しつつある、中国農村社会の基柢を明らかにしようとするものである。農村社会の結合紐帯を変化せしめ得るものは、命令や弾圧でなく、資本と商品経済の展開である。中国農村社会に強く残存する宗族制が、国民党以降の中国革命派によって押された「封建制」という烙印は、中国社会の近代化を逆に遅らせた。宗族の本質は宗教そのものであるが故に、強制によってこれを解体する事ができない事は当然であった。近代中国の革命勢力は、異次元の事柄を同一の政治スローガンで語り続けており、現在もなおそれは終わっていない。

本稿は、以上の様な問題意識の下に、とかく我が国の研究に陥りがちであった、満鉄等による過去の調査報告から出発する事をせず、今日の中国農村社会下における宗族の生きた具体的な実像と、その農村社会が急速に市場経済に包摂されつつある過程を明らかにする事が課題である。

1. 中国の宗族政策について

(1) 宗族と儒教倫理

東アジア世界の精神風土の根底をなすものは儒教倫理である事は言うを待たない。但し、儒教に対する認識は、東アジア世界の識者の中でも、必ずしも一致していない。中国国務院の検定を受けた最新版の『中国哲学辞典』の中でも儒教は、礼教性が強い倫理道德であり、国家建設をする上で否定的側面のみが強調されている。従来、儒教の本質について礼教性の側面が主として強調され、反体制的思想家、革命家はこれを批判、攻撃して来た。しかし如何に批判攻撃しても儒教的倫理が死滅しなかった理由が、儒教の持つ宗教性にあった事を認識している人はそれほど多くない。儒教は東アジア世界に共通する宗教である。東アジア世界では他の世界宗教を吸収し、同化するとともに、儒教的倫理が人々の世界観、宇宙観の基礎となり、さらに国家統治の原理ともなった。

儒教において最も基本的倫理は孝である。すなわち、親、祖先への敬愛、崇拜とともに、子孫繁栄が、儒教における生命論の基礎になるものである。¹⁾かかる儒教の持つ性格を、単なる祖先崇拜や原始信仰の残存性、無神論多神教等と類似させるべきではなく、東アジア的精神文化上の特質と見るべきであろう。

東アジア世界においては、儒教の持つ孝道中心主義的世界観によって、強い血縁集団が形成、再生産された。否むしろ、血縁関係を基礎とする倫理、世界観を共有する東アジアの精神風土を土台として儒教は成立したと言うべきであるが、その上に形づくられた国家は、孝治主義によって統治され、血縁集団はより強固なものとなった。東アジア世界において強く残存する農村共同体は以上の事に規定されている。

明治以降近代日本においても、国民の中における、孝道を中心とする、儒教的倫理観が、「家族国家」を形成する為に最大限に活用された。石田雄氏は、有機体論と家族主義の2つの契機とその矛盾統一の中に「家族国家」形成要素を見出そうとする優れた研究を行なった。(石田『明治政治思想史研究』1954年 未来社)但し、家族主義的精神、倫理、その日本的な形態そのものは分析

の対象とはなっていない。

我が国における血縁共同体にもとづく農村共同体は、一部変質したものが近代まで残存するが、一般に中世期以降に於て解体し、行政村化した。日本は、宗族が地縁共同体に包摂された時期が、東アジア世界の中で最も早い国であろう。但し、地縁共同体を国家レベルで「血縁共同体」に統合したものが、他ならぬ「最も高貴な家系」であった事は、地縁共同体——血縁共同体の溝を埋め、ファシズムの統合原理をより強力なものとした。²⁾

(2) 宗族政策の変遷

中国の宗族制に対して、これを封建的、非文明的なものとして批判する事は、中国共産党成立時に開始されたものではなく、民国時代、孫文らによっても行なわれて来た。また文学面では魯迅らが、さらに陳独秀、呉虞らによって担われたいわゆる思想革命運動によっても、伝統的な儒教の家族主義が批判されて来た。³⁾そして、中国宗族制の物質的、精神的基盤そのものに対して、全中国的規模で攻撃を行なったのは、中国共産党であった。宗族制に対する、国家的規模での攻撃は、中国数千年の歴史上初めてのものであった。

1927年五全大会において、中国共産党は具体的分析をした上で、初めて本格的農業綱領を策定した。同大会では土地没収を大地主に限定するか、国有化するかで、左右対立が続き、その妥協の上で農業綱領が制定された。その過程で湖南の農民の一部、下部党員の運動によって、「小地主をも含めての土地没収の実行に取掛る」とともに、「神仏祖宗の靈仏を、迷信破破と称して焼棄し、土地廟、寺院の仏像を焼棄」した。⁴⁾

毛沢東は、右派と闘争し、農民運動の主導権を取る為に、湖南農民運動を視察した結果と称した報告書なるものを、1927年3月に発表した。それが、「湖南農民運動の視察報告」である。その中で宗族制度について次の様に述べている。「農民の主要な攻撃目標は土豪劣紳と不法地主であり、それとともに、さまざまな宗法的な思想や制度、都市における腐敗した官吏、農村における悪い習慣であった。その攻撃のありさまは、まったくあらしのような勢いで、従うものだけが生きのこり、逆らうものは打ち滅ぼされていった。その結果、何千

年来の封建的な地主の特権は、こっぱみじんに打ち砕かれた。地主の体面と權威は、まったく一掃された。」そして、農民組合が唯一の権力機関となった、と述べた。また、中国の男子は、通常3つの権力からの支配を受けている、とし、それは、1政権、2族権、3神権の3つであり、女子はこれに加えて、4夫権の支配を受ける、とした。政権とは、「国から省、県、村にいたるまでの国家系統」であり、族権とは「宗祠、支祠から家長にいたるまでの家族系統」であり、神権とは「閻魔大王から、城の守護神、土地菩薩にいたるまでの陰界系統、および玉皇上帝から各種の妖怪にいたるまでの神仙系統、これを総称した鬼神系統」、夫権とは男からの支配を意味した。これら4つの権力は、「封建的宗法的思想と制度の全部を代表するものであり、中国の人民、とくに農民をがんじがらめにしばっている4本の縄である。」と述べた。これら4つの権力の中で毛沢東は政権が最も重要であり、これを打破すれば他の封建的権力は打倒できると考えた。⁵⁾ それは続く次の文章からも明らかである。「政権はすべての権力の基幹であった。その地主の政権がくつがえると、族権や神権や夫権もまたそれにつれてすべて動揺しはじめる。農民組合の勢力がさかんなところでは、族長や祠堂の金の管理人も、もう同族の子孫を圧迫しなくなり、もう祠堂の金をごまかすこともなくなった。悪質な族長や祠堂の金の管理人は、すでに土豪劣紳として、たたきふせられた。以前祠堂のなかでおこなわれた『屍たき』だとか『水漬け』だとか『生き埋め』と言った残酷な体刑や死刑は、もう2度とおこなわれなくなった。婦人や貧乏人は祠堂に行つて酒をのむことができないという古いしきたりも打ち破られた。』⁶⁾

1930年上海で行なわれた全国ソヴィエト区域代表大会において制定された「土地暫行法」において、「凡そ地主の所有に係る土地は一律に無償にて没収す」とし、さらに「凡そ祠堂、廟宇、教会、官公衙等の占有する土地は一律に無償にて没収す」とした。これを前後して、毛沢東や党幹部の報告や論文、「中華ソヴィエト土地法」「中共六大会土地問題についての決議」等で、祠堂や宗族の所有する土地は族長の有する封建的権力を支えるものとして攻撃の対象となる。そして革命闘争の中で祠堂は多くが破壊され、農民組合の事務所となったり、学校となった。

毛沢東の言に代表される様に、中国指導者の思惑は宗族の物質的基礎を解体し、併せてその精神的基盤も解体させることにあった。しかし、その事が容易に進まなかった事は、文化大革命の名のもとに闘われた60年代の権力闘争が、「批林批孔」をスローガンにして、紅衛兵が祠堂、寺院を破壊した事によって実証されている。文革によって建物は破壊されても、宗教と精神的文化を破壊する事はできなかった。毛沢東、四人組が批判される契機となった79年、11大会3中全会以降今日まで、同族の祠堂や族譜、さらに族長の権威が復活しつつある。但し、政府は解放後今日まで、宗族問題について何ら法令を出していない。文革中に行なわれた暴力的な攻撃、組織的弾圧が弱くなっただけである。

2. 宗族制復活に関する近年の論説

80年代に入り、文革期に抑えられていた宗教、宗族制についても、強制によっては抑圧することができない社会的雰囲気が生まれた。さらに80年代末期に席卷した、社会主義体制の世界的危機、国内民主化運動をかわす為に指導部は宗族制を利用しようとした。すなわち彼らは、中国社会に根強く残存する宗族制は、西欧民主主義とは異質な封建的要素であり、容易に民主化要求を受入れる事ができない口実としてこれを利用しようとした。政府の姿勢の変化に力を得て、学会でも中国に残存する宗族制を、改めて研究しようとする気運が生じつつある。そのおかげで我々は、これまでよく知られていなかった、中国社会の「陰」の部分とされたこの問題の現状に関する、中国人自身の手で書いた文献を手にする事ができる様になった。⁷⁾ この問題に関する、近年のいくつかの文献の中から、以下の2つの文献を要約し、紹介しよう。

(1) 程徳祺「父系宗族公社」

程徳祺は「父系宗族公社」(『中央民族学院学報』1981年第1期)において、宗族社会の歴史的特質とともに、今日においても少数民族の中で残存している宗族の実態について、以下の様に述べている。

○社会が発生し階級分化が生じて以後、宗族の関係は変質し、階級制度を擁護

するものとなった。我が国の殷、周の奴隷制社会において、宗族の首領（宗主、宗子、宗婦と称する妻）は、一般の宗族構成員に対して、生死を左右する権利を有し、一般の宗族構成員は宗族首領に奴隷として服従しなければならなかった。

また程德祺は前掲論文で少数民族の事例を次の様に紹介している。

- 解放前我国四川省涼山の彝族の奴隷主階級は“諾夥”であり、その中の家、支はともに父系宗族組織である（家の下は組織は支、支の下は房に分れる。ここまでが父系大家族である。房の下が戸であり、戸は小家庭である。）家に重大な事件が発生し、族長が解決できない場合は“家と支の会議”を開催する。これを“集尔集鉄”と称する。相談という意味である。もう1つ族長と少数の家と支の構成員による会議がある。この会議は必要に応じ、秘密のうちに行なわれる。これを“蒙格”と称する。“大会”という家と支の構成員が参加する重要な会議の意味である。この他、家と支の構成員が参加する婦女会議がある。
- 基諾族、不同村寨の同姓は、同姓間では結婚が禁止されている。もし同姓間で結婚すれば、つるし上げて打たれるなど、嚴罰に処せられ、離婚を強制される。
- 古代から同姓間の婚姻は認められなかった。但し、血縁関係が薄くなるにつれて、同姓間の結婚を禁止する事だけが残った。
- 清代に定められた大清律・戸律の規定では、男女同姓の場合、同じ祖先を持ってなければ結婚を許される。それ以前は、原則的に同姓は結婚する事はできなかったが、同規定では法律には拘束されない事となった。
- 基諾族は、相互に助け合う義務がある。神祭の時、家畜を殺す人に対して、同族の各家庭は、食糧、肉、お金を援助する。同族の人が定めを犯すと罰金は、同族の人達の間で支払う。
- 独竜族は疍人、老人、孤児がでると“克恩”（同族内組織）内の親類（近い）が育てる。同族内で食糧を特別に配分される。同族内で客をとともに接待する責任、義務がある。また負債を多くかかえた家を相互で扶助する共同体扶助義務である“維尔弗”は税を共同で納める単位である。

- 中国古代の宗族，祖先を祭る廟について，「礼記，中庸」には“宗廟之礼，所以礼乎其先也”（宗廟の中で礼が最も大切である）とある。「左伝」（襄公12年）には，およそ何人の葬式にも，“異姓は外に出，同姓の者は宗廟に行き，同宗の者は祖廟に行き，同族の者は禰廟に行く”とある。

以上の事は，今日でも多くの地域に於て守られている。

(2) 徐揚杰「肅清封建宗法思想和制止家族勢力復活是一项長期的歴史任務」

徐揚杰は「肅清封建宗法思想和制止家族勢力復活是一项長期的歴史任務」(『中国第3次社会史討論会論文』 四川大学 1990年10月)の中で，1980年代後半における宗族活動復活の事例，ならびに宗族活動と党，政府との衝突，宗族内部の犯罪及び宗族間の対立，抗争について，各種報告書を用いて次の様な論文を書いた。主たる叙述の対象地域は湖北省，湖南省，福建省である。

但し，同報告は，宗族活動は社会悪であり，社会進歩に逆行するという政府，党の教条的立場で貫かれている為に，宗族活動に関する客観的，科学的な検討は加えられていない。また，各種報告書を要約しただけのもの（但し，現代中国においてはそれを入手する事は，外国人には不可能であるが）である為に，実証的な論証は弱く，多分に皮相的なものではある。しかし宗族活動の実態に関して，1つの省レベルにおいてさえ，把握する事が困難なほど情報が乏しい為に，その論説は貴重である。⁸⁾ 小見出しは筆者が附し，内容は筆者が要約したものである。

① 祠堂，族譜，祖墓，族長，族権の復活

- 50年代初期，“土地革命”を進行させ，祠堂，家譜，族田，族長，族権などは消滅したかに思えた。族長，族紳などは農民を困窮させるものとして，地主的土地所有とともに攻撃の対象となった。党の農村への影響力が低下した。この事が，宗族勢力の権威復活を促した。
- 近年農村には，封建宗法思想が相当広い範囲に渡って，氾濫している。例えば，祠堂，祖墓を建てたり，家譜をつくる事がさかんであったり，祖先を祭り，同族がそろって墓まいりする等，大家族の活動が次第に多くなっている。かつて破壊された家族組織と族長，族権もいくつかの地方で復活している。

彼らは違法に家族組織を結成し、私的に家族法規を定め、族権による統治を行ない、農村の基礎組織である党と党幹部に取って代わろうとしている。そして、さまざまな違法な犯罪活動を画策し、農村の生産秩序と、社会治安、精神文明建設に重大な危害を与えている。これらは全国各省に及んでいる。

- 湖北省陽新県桂園村の陳姓という家族勢力は同姓が資金を集め、一座一進（一棟一区切り）三重の家祠を新しく建てた。這個県白岭村の9つの自然村は、近年7つの家族祠堂を建築した。
- 黄石市のある同姓の小村では、わずか20余戸で1つの宗祠を建てた。建築費は2万元にも及んだ。
- 湖南省辰溪県黄溪口区の舒という姓は、宗祠を建設しようとし、それを制止した鎮の幹部と衝突した。舒姓の群衆が千人余り集まり、何度も区、鎮政府を囲んだ。
- 鄱県族堂郷のさまざまな姓の人は祠堂を建設している。その中には118名の中国共産党員がおり、その数は郷党員数の31.5パーセントである。
- 福建省寧県托溪郷吳という姓の祠堂は、土地改革の時期に、他の姓が居住している所に配分された。吳という姓の家族勢力は祠堂の敷地を奪い、その敷地に住んでいた小学校教師、楊成典の台所を崩すという事件が生じた。
- 家族勢力は祖先の墓を修理し、新しく建造している。祖先の墓を建造する様な事は、火葬を行っていない地区で行なわれている。家族勢力は、近い親族の墓を建てるという一般的な習俗でなく、全族の力によって、遠い祖先の墓を建てる様になった。祖先の墓は、既に、平地や耕地になっており、埋葬されてから、数十年、数百年の年月が経っている。誰の墓であるのかは不明である。家族勢力の活動の目的は、自らの族の権威を誇示しようとするものであり、また、同姓の群衆の力を集め、族の人々を擷取して利益を得ようとするものである。
- 広西省横県の謝という姓の人々は、遠い祖先の墓をつくり、“領頭小組”という族の指導部をつくった。さらに、周囲の6県の謝姓の人々に呼びかけてお金を集め、セメント4トン、石100立方メートル、60畝の土地を調達した。しかし、その後、制止され、墓は未完成である。

- 湖北省紅安県新生村の李という姓の家族勢力は、同姓の群衆100人以上が集まり、集団所有の茶園を破壊して、祖先の墓を再建した。
- 浠水県团陂区何という姓の人々は、一世祖墓（始祖の墓）をつくる為に数千元のお金と、1万人にのぼる人々を動員した。
- 湖南省新化県游家区の李という家族勢力は、700人余りの同姓の者が集まり、凶器を持参して、中国共産党支部副書記とともに、隣村に行き、800年前の祖先の墓を奪おうとした。この際、群衆は阻止しようとした公安幹部と警察11人を負傷させ、3両の車輛を破壊するという、重大な衝突が発生した。
- 福建省寿寧県托溪郷の小学校教師余呉根の父親は、1955年呉姓の墓より9メートル離れた土地に住宅を建て、30年以上住んでいたところ、呉の家族勢力は、このほど、祖先の墓の名誉をきずつけ、風水を破壊したとして、日を決めて引越すか家をこわせ、さもなくば呉姓の群衆が家を破壊する、として、問題となった。
- 農村では、家譜をつくったり、祠堂、祖先の墓を建てる事がさかんになっている。
- 湖北省安陸県、応山県両県の魏という姓は、互いに本来同族ではないが、小人数の者が連れ、煽動し、族が合同した後、魏氏の家譜を新たにつくった。
- 湖北省利川県朱砂郷の冉という姓は、家譜をつくる為に小数の家族勢力が郷外に出て、四川省、湖北省両省の冉姓の群衆2,000名余りを集めて大会を開いた。
- 湖北省仙桃市の各家族勢力は、家譜をつくる為の費用の基準を定めた。それによると、男性1人当り8～10元、一般に1つの姓が家譜を作成する為に必要とする費用は4万円にのぼり、しばしば、7、8万円にも達する。それらは家譜を印刷する為の非合法のものである。
- 湖北省這個市文化局が1989年、全市60の国営、集体、个体経営印刷所を調査したところ、50の姓の家譜が作成されたとのことである。
- 近年、家族活動が活発化し、連合して祖先をまつり、族の墓まいりをし、賽竜灯、画竜舟を家族単位で組織して試合をする。これには数百人数千人が参加する大規模な家族活動が頻繁に行なわれている。

- 広西省横県の謝姓は、6県12万人の謝姓の人々が連合して、祖先を祭る墓まいりをしようとした。党、政府が制止したら取りやめた。
- 湖南省来陽県高炉郷の曹姓は、党支部書記とともに117人が祖先をまつる墓まいりをした。
- 湖北省紅安県新生村の李姓の人々は、1,500人余りが祖先をまつる墓まいりをした。その他、陽新県、大冶県両県の李姓の群衆1,700人余りが、始祖の墓まいりをした。
- 湖北省利川県冉姓の2,000名余りの群衆が、四川省、湖北省両省の同姓の群衆を集め祖先を祭った。
- 湖北省来風県獅子橋村の李姓の人々200人余りが、祖先を祭る碑を建てた。
- このほか、一部の農村では、家族姓単位で竜灯、竜舟の試合を組織し、族の劇を上演する事がさかんである。
- 湖北省紅安県では、近年家族の竜灯の試合をする様になった。元宵の日ごとに各々、大きな姓が竜灯を組織し、家族の大旗をふる。先ず祖先を祭った後試合をする。祭りの始めから終りまで、宗法思想と迷信の儀式で充満している。

② 宗族の「非合法」的組織活動

- 家族間による竜灯、竜舟の試合は勝たなければならない。もし失敗すると、祖先の名誉を傷つける事となり、重大な家族間の衝突にも発展する。湖南省南辰溪県蓮花郷の宋、魏両県による大規模な械闘（武器、凶器を持った争いごと）は竜灯の試合によって引き起こったものである。
- 族譜の劇が事件にまで発展した。1989年秋、湖北省大冶県曹家塊村の曹姓は家譜をつくり、隣県の劇団を雇い族に関する劇を上演しようとした。これに政府が反対したため、曹姓の人々100余人が鎮政府を攻撃した。
- 宗族が連合して祖先を祭り、族が集まり墓参りする事は、死者の死を悼み墓参りする事とは本質的に異なる。竜灯、竜舟で争い、族ごとに争う事は、一般的な農村文化と違う。家族活動は、計画者の考えや効果が、封建宗法思想、迷信活動である。これは、家族勢力が同族群衆を支配し、家族の力量を顕示するものであり、異なる姓に対して、示威、挑撥する非法活動である。

宗族が連合して祖先を祭り、集い、墓参りする事は、迷信的色彩が濃厚な儀式である。同姓の人々と幹部は祖先の位牌と族長にひざまづき礼拝し、“誓辞”を永々述べ宗族思想と家族観念を吹聴する。

- 湖北省来風県獅子橋村の李姓は、祖先を祭る時次の誓辞を述べる。“祖先に孝順を尽し、李姓の人が興隆、団結して、他の人々を欺け”“同族同士のけんかは族内で解決し政府の迷惑はかけない、というものである。
- 湖北省陽新県東橋郷鄭姓は、次の様に誓いの書を述べる。“青年達はそれぞれ、家同士団結し、泰山の圧迫を受けても腰をまげず、牙には牙を以て、血には血を以て、他の人からいじめられない精神を持って、……家を興し、祖先の土地を奪い返す為なら、死んでも後悔しない。
- 農村家族勢力の台頭は山村において顕著である。例えば、湖南省岳陽市6県の統計によると、近年、約三分の一の村において、封建的な家族組織が形成された。その中で、臨湘県373の行政村中、230村の村で家族組織が形成されており、それは行政村の84%の数を占める。
- 湖南省辰溪県后塘郷では、早くも1981年に15の家族組織が形成された。これを自称、民団と称した。この家族組織は、公然のものも秘密のものもあるが、近年、公然の家族組織として活動しているものが多くなっている。それらの村では、リーダー、族長、門長、房長が推挙される。
- 広西省横県の謝姓の人々は、附近の6県の同姓を招集し、120人にのぼる家族の代表会議が行なわれ、“領導小組”という、新しい名称をつけた家族組織の指導部を推挙して決めた。更に多い公開の名称は、“族委員会”“祠委員会”である。これらは（党の名称の様な装いをこらしているが）族長、祠長、など、旧時代の家族組織のリーダーと全く同じである。
- 湖南省鄱県皇岡村の竜という姓は、党支部書記とともに、祠委員会をつくり、他に総祠長を担当している。
- 湖北省陽新県荻田郷の柯という姓は、11人で組織する族委員会をつくった。そこでは、族長を選挙した。族長は政府に対して、“祖業”（先祖が代々所有していたもの）を回収したいという要求を提出した。
- 湖北省来風県獅子橋村の李姓は、200人余を集めて族人会議を開き、7人の

“族庭委員会”をつくるとともに、族長、副族長を選んだ。

- 家族組織は、挑戦性と排他性を持っている事が、その名称に反映されている。
- 湖北省陽新県東橋郷の鄭姓は、“同心会”と称する家族組織をつくった。“同心”とは、同族が協力して、以下の事を叫ぶ事を意味する。“収復宝土”（元鄭姓の同族が集団的に所有していた土地を取りもどす）と“以血還血”（血には血を）である。
- 湖南省辰溪県后塘郷は、前述した様に、新たに“民団”と称する家族組織をつくった。これは、一見して判る様に、社会治安を破壊し、農村秩序を攪乱する家族武闘組織である。この様な家族組織の中には、党、行政、同族の3つの権力が合体した、三位一体的な家族組織がある。つまり、当地の党書記、政府幹部が、族長、房長を兼ね、家族の非合法活動を行なうものだ。
- 湖南省臨湘県では、近年、族長、門長547人が選ばれた。その中で党員が220人おり、族長、門長の38%を占める。その他の地方でも、党員及び党支部書記が族長、房長をしている場合がめずらしくない。
- 族長達は、同族の人々を支配して、新たに非合法に家族組織を結成し、しばしば家族法規を制定する。族の権威を利用したこの家族法規は、成文化していると否とに拘らず、同姓の族の法律である。ある事例では、“郷規民約”“村民守則”などの名称がつけられている。
- ある家族勢力は、家族法規の中に“族人自治”“結社自由”“群衆組織”“政府の指導に従う”など、新しい名目を述べてごまかそうとしている。
- 以上の家族法規は、旧時代の家族法規と基本的内容は変わるものではない。すなわち、宗法思想と封建倫理道徳を根拠とし、それを族長の権威の背景としている。そして、同姓群衆のやるべきこと、してはいけないことを定め、違反者に対しては同族から厳罰が加えられる。
- 湖北省紅安県華河郷の熊姓の宗族は、9章24条に及ぶ“熊氏族規”なる、私的な同族法規を定めている。それは印刷されコストとなっている。熊氏の構成員、子孫は族長の管理により、規定違反者は重罰が与えられ、肉体への処罰も含まれている。
- 湖北省陽新県宏卿郷の袁姓の宗族では“袁氏族規”なる族法を定めている。

そこには、重大な族法違反者に対して、縛って川にしずめる刑、死刑も定められている。

- 湖南省岳陽市の農村の族規には次の様な規定がある。同族内の事件はすべて族長の定めるところに従い、地方政府、法院の世話にならない。同族内の盗難、強姦、暴行など凶悪な事件もすべて、一律に同族内の族罰が実行される。
- 湖南省岳陽市のある家族組織の中には、家法は国法より重く、家法は党法より思し、と堂々と叫ぶ勢力がある。

③ 家族勢力による種々の犯罪活動及びその危害

- 湖北省大悟県江田村の若い女性、黄風英は父母の決めた結婚相手に不満で、父母の決めた相手とは別の青年、戴姓の者と自由恋愛をした。族長黄興文は、すでに婚約している者であり族規違反者として、同族の者20人余りの人々と戴家に行き、かくれている黄風英を出し、ひどくなぐり、彼女を地面に引きずって山道を7、8里走った。その為、彼女は間節がこなごなになる重傷を負った。
- 湖南省黔陽県双漆郷の若い女性、蔡春花は、同村に住み、血縁関係のない同姓の青年と恋愛関係となった。蔡氏の族長は、これは、同姓不婚という宗法思想に違反するとして、父親とともに、彼女を柱にしぼりつけ、33本の竹が折れるほどひどくなぐった。彼女はその後自殺した。
- 湖北省竹山県紅塔郷の女性、胡全局は夫が病死したが、再婚したかった。夫の家陳姓の族長は嫁は夫の“生前には陳家の人、死後は陳家の鬼”となる、として再婚を許さなかった。しかし、この女性を制止する方法は他になかったために、420円で遠方に売り飛ばした。その金は、族長と、この事に関った人との間で山わけされた。
- 湖北省麻城県三河郷の若い女性陳元風は、結婚している同姓の男性と不倫関係となった。陳家家族勢力は、一般道徳問題とともに、宗法思想と家族法規に違反するとして、その女性に農薬を飲ませ自殺にみせかけようとしたが未遂に終わった。そして、首に縄をかけて殺そうとしたが果せず、最後には、残忍にも、生き埋めにしてしまった。
- 湖北省黄陂県翟花村の農民翟家房はめいととの恋愛関係を疑われたが証拠はな

かったものの道徳上問題となった。翟姓の族長は同族の者10人余りとともに翟家に行き、なぐって殺した上、死んでも害を及ぼすとして頭と足にくぎを打ち、死後も起き上れない様にした。

- 家族鬭喪（家族間での葬式の争乱）と家族械闘（家族間で武具を持って争う）は、近年農村家族勢力の犯罪活動として、新たに重大な問題となっている。家族鬭喪とは、嫁が主人の両親の家で変死した場合、その嫁の同族は原因を問わず、嫁の義父母の家に嫁の同族が集まり、暴行、放火、略奪を行ない、しばしば殺人を行なう事がある。
- 湖北省羅田県勝利郷の女性、金菊香は主人の母と喧嘩をして自殺した。金姓の者700人が集まり、主人の親の家に“鬭喪”を行った。死者の義父母を暴行し、財産をこわし、竹林を切り、食糧を踏みつけた。
- 湖北省当陽県東群村の女性曹思蘭は自殺した。曹家の家族勢力は真相を糺明する事なく、死者の義父母の家に“鬭喪”を行なった。32人の者が棺をかかえ、ドラ、太鼓、爆竹をならし町を一周した。見物人は数千人に及び、交通渋滞となった。
- 湖北省房県炳公村の女性李昌芳は、主人の母と口喧嘩した後、服毒自殺した。李氏家族勢力30人余りが義母の家で“鬭喪”を行なった。家、家具を崩すとともに、死者を主人の背に乗せて町を一周させた。
- このような家族鬭喪事件は1982年だけで、湖北省黄冈地区において76回も生じている。また当陽県のわずか6郷の統計だけで、1年間に嫁の変死者が13名あり、13回の鬭喪事件が発生しており、近年この種の事件は増加しつつある。
- 解放後、家族械闘はほとんどなくなっていたが、近年農村では頻繁に家族械闘が発生する様になり、ますます増加する勢いである。
- 湖南省来陽県では1982年1月より7月までの間に家族械闘が234回起こった。その中には数百人が参加した械闘が8回もあった。
- 湖南省臨湘県では、1985年から1986年にかけて、大規模な械闘が40回生じた。械闘で負傷し、身体障害者になる者が27人あった。
- 湖南省辰溪県后塘郷の宋、魏の両姓は、竜灯をめぐる紛糾した。魏姓は身体を火薬で包み、決死の覚悟で宋姓と闘うための“敢死隊”を組織した。一

方宋姓も民団を組織して対抗した。

- 湖北省鄂城県吳家村の戴姓は、すでに集団農場となっている“戴姓祖業”（戴姓の祖先からの土地）を奪回しようと数百人が集まり紛糾し、下請者となっている家族との間で械闘があった。
- 湖南省新化县游家区の李姓は800年以前の祖先の墓がある場所を取り戻そうと、隣村に700人余りが集まって紛糾し械闘となった。
- 家族械闘とは一般に組織を有し、準備をして、械闘中に逃げる事を許さない残酷な械闘規律をもっている。それらの規定とは、械闘に参加しない者は祖先をうらぎる者として処罰される。また、異姓に同族の内部情報を伝える人に対しては、スパイとして、生き埋めにされる。械闘中に死亡した者の子弟は、成人するまで、同族の手で扶養される。以上の様な規律がある。
- 湖北省陽新県太子郷の向姓家族勢力は、家族械闘に人々が参加する事を強要し、“家法は国法より重要、不参加者は縄でしばる”と公然と宣言した。
- 湖南省辰溪県后塘郷の宋姓は魏姓と家族械闘を行なう為に、3章の法規をつくった。それは以下の通り、一、宋姓の生産大隊長は魏姓の党支部書記と一緒に話してはならない。違反した場合は50元の罰金を課す。二、宋姓の幹部は魏姓党書記が召集する会議に参加してはいけない。違反者は50元の罰金を課す。三、魏姓と婚姻関係及び一切の往来を禁ずる。違反した場合、宋姓の者は一切の助力を行なわない。
- 家族勢力が政府機関を攻撃したり、法秩序に干渉しており、これが1つの犯罪活動となっている。近年、残存している封建的家族勢力が、農村の基礎組織たる、党、行政組織に干渉したり、取って代わろうとしている。農村の政治、生活において、族長、族権の復活がさらに重大となっている。家族勢力は農村の党、リーダーに取って代わり、農村の政治、生活に取って代り、政府と党はただこれに柔順に従うだけであり、これを制止する事ができない。もし、政府、党が制止すれば、原因を問わず、政府機関と衝突する。
- 湖南省辰溪県黄溪口区の舒姓は、舒氏の宗祠を建設しようとしたが、区鎮政府がこれを制止した。舒姓の家族勢力はリーダーの指導の下1,000人余りが何度も区、鎮政府を攻撃した。

- 1988年10月、湖南省平江県梅仙区の裁判所は、やくざである団夥に判決を下した。犯人の家族100人余りは族長に引いられ刑務所に入り込み、犯人を逃亡させ、さらに、囚人車と警察を囲み、裁判を流会させた。
- 1989年1月、湖南省臨湘県坦渡郷3名の賀姓の農民は、賭博をして派出所に収監された。賀姓の族長は連日連夜120人以上の賀姓群衆を動員して派出所を攻撃した。そして、2人の警官を負傷させ、3名の賭徒を逃亡させた。
- 湖北省大冶県曹家塊村の曹姓の家族勢力は、湖北、江西、安徽3省15県の曹姓の家譜を作成した。1989年11月家譜作成の祝賀の為、劇を上演する準備をした。鎮政府は人を派遣してこれを制止しようとした。曹家家族勢力は100人余りが集まり、鎮政府を攻撃し、看板、車両を破壊して、幹部と警察官多数を負傷させた。
- 文革中も農村の家族勢力は台頭した。湖北省広済（武穴市）は“七姓”“十三家”と言われる大集団の間で闘争があった。1947年、未曾生の大規模な械闘があった。続く1967年～68年にも全県の規模で家族械闘があり、後に解放軍が出動してようやく鎮圧された。

次に我々は、中国農村に残る宗族制の実態と農村社会経済の変化について、1990年と1991年に行った実態調査に基づき、以下検証しよう。

3. 天津市静海県王口鎮の事例

王口鎮は天津市都心から60キロメートル、県都より15キロメートルそれぞれ離れているが、鎮内を流れる河川は天津市に続いており、古くから交通が至便である為に人口が多かった。1989年時において、24の行政村、7,400戸余り、29,000人余りの人口を擁している。清代にはすでに20,000人の人口があったと言われている。耕地面積は72,000畝余り、郷鎮企業は120余、従業員は約6,000人であり、鎮内1人当平均収入は778元（1988年末）である。⁹⁾ 鎮内の農民の90パーセントは兼業農家である。80年以降、郷鎮企業が多くなった為に比較的豊かな村となった。同鎮には岳、劉、王、という代表的な3つの宗族がある。

以下岳，劉を中心にそれを見よう。

岳 氏

岳氏が同鎮に居を構えたのは明代永楽年間である。族譜には永楽2年，岳通が移住したとある。(江南江寧府総兵明永楽2年落籍静海瓦子頭村。)また王口鎮人民政府前の碑には，明初期，この地は洪水が多く，漁民が村を建て大窪頭と名づけた。永楽年間岳通が兵を連れてこの地に居を構え，更に大瓦頭村と改めた，とある。

岳姓が最も多い村は大瓦頭村であり，1989年，村内約800戸の中で岳姓は約300戸人口は1,000人，鎮内24村の岳姓は約500戸，人口は約1,700人である。解放前は現在よりも人口は多かった。人口が減少した要因は災害と解放戦争である。岳氏の宗族としての活動が活発であったのは1930年代までである。それ以後，党からの批判と文化大革命中の暴挙によって宗族の活動は休止状態となった。解放前には同族の所有する土地が約100畝あった。(族産地，祭田とも言われた。)その他祠堂，同族の農具等もあった。当時同村の岳氏約400戸の内地主は数戸，富農は約10戸程度であり，全く土地をもたない小作農は約30戸であった。最も大きな地主は200畝の土地を所有しており常雇農民3～4人と臨時雇の農民が10人程度いた。但し，地主であっても必ずしも族長とはなり得ず，同族内の信望が厚く，かつ輩份の高い者が族長となり得た。族長は神格化した祖先と同族をつなぐ為の祭事，同族内及び他族との紛議の調停と裁判，国家の末端行政機能を果していた。

岳姓の始祖は宋代高官岳飛である。岳飛を始祖とする岳姓は5つの系統に分かれ，全国各地に2万人いると言われている。いずれも族譜を持っており，現存する王口鎮の岳姓の族譜は1881年に作成されたものである。族譜には先祖の由来，系図，族規則，祭事等儀式の様式が記載されている。祠堂は文化大革命中に破壊され消失した。同族の土地は岳姓に配分され，宅地，工場用地となった。

かつて祠堂の中に納められていたものの中で最も重要なものは，族譜と同じ系図を書いた白い布であった。この布は始祖から現在までの同族の人々の名が記入された系図であり，これを一族の者が清明節，春節と結婚式に参拝する。

単なる系図であるが、これが本尊に相当するほど重要なものと見なされている。縦8メートル、横5メートルに及ぶ大きなものであり、祠堂で大切に保管される。岳氏の白布は破壊を免れたものの、1957年の洪水の時に流出した。1989年、これを新たに作成した。再生した白布は、旧祠堂跡地に於て、一族の者を集め、盛大な儀式を挙げて御披露された。再生した白布に書かれた岳氏の族譜を図3-1(1)に略示する。始祖と見なす英雄からの数代と、現代からの数代前までの人物はすべて姓名を記入し、その他の中間の祖先は直系の男子のみが記入されている。それでも記入されている人名は岳飛から33代目まで数千名に及び、最も輩份の低い、現在生きる者の名は虫めがねでなければ見る事ができない。最近の輩份名を表3-2(2)に示す。但し、解放後は党からの批判を配慮して必ずしも、輩份を受けついでいなかったが、近年これも回復されつつある。祠堂を

図3-1(1) 岳氏族譜（祭壇の白布に記載され礼拝されるもの）

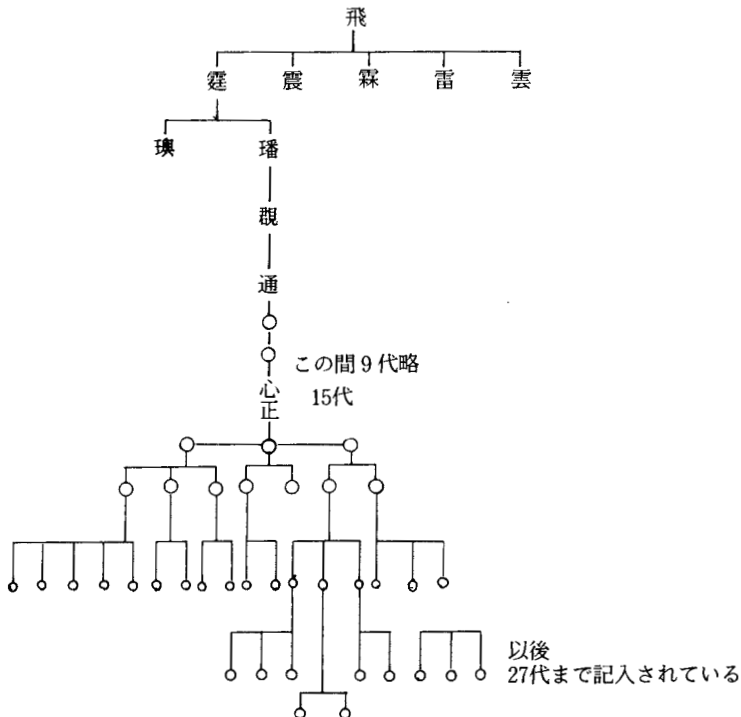


表3-(2) 岳氏輩份名

(仲門)	(始祖よりの世代)	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
	(輩份名)	景	一 星	一 慶	一 雲	一 兆	一 瑞	一 還	一 麟	一 祥	一 生
(季門)	(輩份名)	世	一 峰	一 修	一 達	一 巨	一 法	一 庶	一 善	一	

再建する為には20万円の費用が必要であるが、近い将来再建される計画だと言う。祠堂には岳飛の像と白布が納められ、ここで礼拝が行なわれる予定である。現在は族長（封建的イメージの強い族長と言わず現在では族のリーダーと呼ばれているが、族長と同様である）宅に保管されている。白布への礼拝は、昔と同様に、春節、清明節、結婚式に行なう。春節の時には4日間、族長宅で白布が掲げられる。これに対する礼拝は輩份の高い者から順に行なう。清明節の日も同様である。結婚式3日後に行なわれる礼拝は、族長の立ち会いのもとで行う。そしてこの行事が終って初めて嫁は一族の者とみなされる。但し、解放前には行なっていたと言われている、族長による宗教色の強い「天地の誓い」は行なわれない。

岳氏族規は族譜に記載されている。しかし今日同族規は厳格に実行されている訳でなく既に過去のものである。族長の権威もかつての様に強い経済的、社会的、宗教的な力を持っている訳ではない。しかし解放以降、永い眠りから醒めた様に、かつての宗教的、社会的権威に近いものが復活しつつある事は事実である。村民委員会の選挙では同族の意向が強く結果に反映する。時には、他姓との対立もある。¹⁰⁾ 党からの批判が穏らいたため他省や国外華僑からの帰郷墓参も近年特に活発化し、岳飛を始祖とする宗族の結束はより強化されつつある。

岳氏族譜中にある族規を次に示す。

族規條約八則

- 一、族の中におけるあらゆる事の責任は族長にある。但し、各、支房長が交代で族長になること。族長は着服せず、独断せず、責任転嫁せずすべて公平であること。その事によって、祖先は尊ばれ、族は治まる。
- 一、祠堂と墓は修理しなければいけない。修理しないと廃れ、日がたつと倒れる恐れ

- がある。そうなると大きな工事が必要となり、面倒で手をつけられなくなる。
- 一、祠堂の中の物は質素である事が望ましい。ぜいたいくなものは良くない。それを勝手に貸し出してはいけない。損傷を防ぐとともに、悪習を防ぐためである。
 - 一、祠堂の物を借りる時及び返す時はその都度帳簿に記帳すること。年末には、それを祠堂中に貼り出すこと。不正を防ぐとともに嫌疑を遠ざげるためである。
 - 一、族人が多くなると競争や争いが生じる。族長と各支房長がこれを調停する。こうすると争いが激しくならない。それでも争いが止まない場合は、家法を以て治めること。
 - 一、族中の支派間には親、疎が生じやすいが、同じ祖先を持つが故に、互いに仲良くしなければいけない。強い者は弱い者を押えこまず、策を講じて陰謀をめぐらさず、上の者は下をあなどらない様にしなければならない。これらを犯した者は、その軽重に従い処罰される。
 - 一、近隣の者は互いに助け合う義務がある。例えば、同族の中で、病人があっても治療できない人、葬儀を行なう財力がない人がいると、扶助しなければならぬ。少しの扶助であっても利益となる事は大きい。
 - 一、同族内で支派が多くなると、名字の重複を避けなければならない。同輩の者を命名する時には、一定の「字」を定めなければならない。母はすべて除く。こうすることによって混乱が避けられ、長幼の序は明確となる。

「王口鎮地方資料（1900年－1930年）草稿」（王口鎮人民政府1988年10月15日）には岳家の系譜について次の様に記述されている。

岳家の始祖は南宋で金と闘った名将、岳飛の四世子孫岳通である。岳通は、明初期、応天府（南京）の將軍となり、1403年朱木について北伐を行なった。死後は現在の太瓦頭村の東南半里ほどの所に埋葬され、今日岳家の老墳と言われている。その後、子孫はこの地に住んでいる。清代光緒年間に到り、岳家は南門の大支家族と、北門の14支家族、約400戸となって繁栄した。これは、当時の太瓦頭鎮の人口の半分以上を占めた。

光緒7年（1881年）岳汝霖は岳氏各支族の族長を招き、会議を開いた。そして資金を集め岳氏の祠堂を落子牙河近くの東大街北に建設する事を決めた。祠堂には16間の部屋を持ち、岳飛の大きな絵像が奉られ、同時に岳氏の家譜が編纂され、今日まで残っている。今日で29代になる。族規8条と例言10則が定められた。

また祠堂内には多くの牌がかけられている。最大のもは、清の嘉慶8年に静海県知事陳世驥が岳庭礼に贈った「中流砥柱」という、金文字の牌である。（これは、嘉慶6年、静海県西部が洪水となった時、岳庭礼が資金を出して、人々を救い、徳が高く、人望が厚かった為である。）

また、乾隆帝が王口鎮を行幸された時、岳全美に皇帝の服を一着と竜頭のつえを一本下された。つえには「賜臣岳全美、嘉慶元年太上皇」と記されている。これら、乾

隆帝の服とつえも祠堂内に納められた。

民国初年、岳氏の家祠は岳子純にまかせられ、私塾とされ、祠堂の宝物等も同氏が保管した。この祠堂は1969年に破壊され、その後村の工場となり元の形をとどめていない。

劉 氏

劉氏は岳姓とともに、同鎮内の大きな姓の1つである。先祖は山西省より14世紀末より15世紀初期にかけて、3系列に分れて旧河北省へ移住してきた。その中の1つが明永楽年間に静海県王口鎮に来たグループである。同鎮内の劉姓は和平庄(村)に特に多く、和平庄のみで250戸1,000人にのぼり、鎮内では約300戸1,700人である。

劉氏の宗族としての活動も、解放後休止していた。祠堂は1954年の大洪水の際に流出した。19世紀末に作成された白布は、祠堂から安全な場所に持ち出され無事であった。文革中にも秘かに保存されて現存している。系図を書いた白布は同村の場合、元党書記であり、輩份の高い家に保管されている。春節(3日間)、清明節の時には全ての劉氏がこれを礼拝する。その際、輩份の高い人から順番に行なう事が通例であり、族のリーダー(族長)が最初に行なう。結婚式の席順もほぼ輩份通りの序列がある。結婚式では族長は解放前には行っていたと言われる宗教的儀式は行わず、結婚式、宴会の事務局的役割を担当する。同鎮内の結婚式は通常200人~300人、多い場合は約800人の親類、友人を招待した数十のテーブルに、それぞれ数十種類の料理を出し、宴会は3日から4日も続く。親類は男性側が圧倒的に多く、花嫁の家の親類は多くない。また花嫁の家では通常、宴会はしない。結婚式、宴会に必要な経費は約5千元から6千元である。この他、花婿側は家、家財道具を揃えなければならない。その費用は約1万5千元であり、合計約2万元が同鎮周辺の結婚費用である。これは中国北方では平均的費用であり、南方ではこれの数倍の費用を要すると言われる。劉氏の族譜は1881年に作成されたものがある。1986年にはその後の出生分を加えたものが新たに作成された。各家には家譜が残存する。文革中は略奪を防ぐため1つの家に集め保管されて来た。族譜には同族の由来が書かれているが、族規等は書かれていない。同族内の結婚に関して、岳氏の場合、同姓

表3-(3) 劉氏輩份名

(始祖よりの年代)	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
(輩份名)	思	鴻	式	丙	汝	宝	承	繼	長	友

の間の結婚は絶対認められないのに対して、劉氏は、前記別系統の姓であれば結婚が認められる場合がある。

劉氏の祠堂も、建設される予定がある。祠堂が再建されると、白布とともに、族譜、さらに同族の者の遺骨がそこに納められる予定である。

同鎮内では、県の方針により1978年以降火葬が一般化した。それまでは土葬であった。もし土葬すると罰金500元が課される。土葬が禁止された理由は耕地が減少する為である。かつて土葬され、自らが請負った耕地にある墓はそのままにされているが、他の人の請負耕地になった墓については、自家の墓地に移転した。現在は、下請されない村の共有地約200畝が、墓地とともに、レンガ用地としても活用されている。¹¹⁾

同村では、解放前に土地廟があったが、迷信だとして攻撃され、解放後破壊された。これは村の外周部に置かれ、廟中に祭られている者は、「土地爺」と言われている。土地廟に対して村人は、葬式後死亡した事を報告する。

前出「王口鎮地方資料」には劉家について次の様に記されている。

劉家の人々はほとんど鎮西部に居住している。先祖の出身地は山西省洪洞県大樹劉家庄である。始祖劉清揚の四人兄弟は、明成祖の北部戦争に随って北方に來た。長兄は静海城西子門村へ、二兄は北京彰儀門外へ、三男は王家口大河西へ移り、四兄は元の出身地に帰った。その後、第7代、劉美芝の時、物売りをして旅費を稼ぎながら、山西省洪洞県大樹劉家庄へ1年間行き、族譜を作成した。その後、村に帰って家祠を造った。祠堂は1千平方メートル以上の面積があり、正房3間、廂房3間、門樓3間の建物であった。現在まで、21代に及んでいる。清末、民初年には約500戸、近年は約2,000人の人口がある。

同じく、「王口鎮地方資料」による王家の記述

王 家

王家は清末から民国初年すでに1千200戸余りがあった。王口鎮中央部に住み、今日では約600戸である。20代目を数えている。王口鎮に來た人々の始祖は金陵（南京）

から出た。明初期、燕王朱棟の北部戦争に随行して、この地へ移り住んだものである。祠堂は王口鎮南西の子牙河、南側堤のそばにある。祠堂は現在村の衣料工場となっている。7間の部屋と、明、清代の32の牌があった。

同資料による結婚、葬式の記述、但し、解放前における慣行であり、今日ではこれが厳格に行なわれている訳ではない。

結 婚

仲人は男の家へ行き、その後女の家に行く。そして日程、結婚の日どり、準備するものを女の家知らせる。たとえば、男の家は冠、ふとん、みこし、家具を準備し、女の家は化粧品、ベッドを準備する。

花婿は花嫁の家に迎えに行くと、まず嫁の父と母におじぎをする。それを終えると、花婿は、花嫁の家の祠堂に拜む。そして女はみこしに乗り、家を出る。男の家に入る時には先ず男が先に入り、女は後で入る。香を庭にたき、天地の参拝をして入室する。男の親類が入ると女はかぶりものを取る。結婚して3日目に寺で父母に3回拜礼する。そして、嫁の家と親類に食事を送る。

葬 式

親が死亡した時、遺体を部屋に安置し、子供は喪服を着、寺へ知らせる。親類、友人に知らせ、単数の日に入棺する。門には紙でつくった金を掛ける。死者が男の場合は門の左へ、女の場合は右へ掛ける。紙でつくった馬をつくる。これを魂を招くと言う。次の夜、紙でつくった馬と金を焼き、死後の世界を開く。親類友人は路上で見送る。遺族は7日後、あるいは3週後、5週後に、日時を決めて葬式をする。

以上の様に王口鎮の3姓の場合、80年代後半から同族活動が活発化し、既に族譜、系図白布を新調した。祠堂再建の計画もある。但し、党、人民政府の権威が強く、同族間の利害がからんだ大規模な対立や、党、人民政府と同族の対立は表面化していない。

4. 福建省の事例

福建省では、旧正月、清明節に一時帰国する華僑が年々増加の一途をたどっている。

華僑が中国で最も多く、華僑の故郷とも言われている福建省泉州市の地方紙、『福建華僑報』は、族譜を手がかりにして、先祖を捜す為に帰国する華僑が、

近年多いことを報じている。また、族譜の中に記載されている事項にも言及し、次の様に報道している。

「近年海外の華僑が子供を連れて故郷を訪問し、親類をたずね、先祖をさがす事が多くなった。彼らは族譜を調べ、祖先をさかのぼる。……族譜には宗族人の血縁関係が詳細に記載されている。序言には始祖発祥地と先祖が転居した経緯が記載され、子孫は身を慎み、先祖を忘れず、業績を重んずること、同時に、祖先の功績、徳、官職等が記入され、先祖の栄達を誇示する。族譜にはまた、厳格な家族法規と先祖の遺訓が記され、それを以て子孫を教育し、祖先から受けついで美徳の伝統を遵守すべきことが述べられている。またしばしば族譜には子孫が祭祀する為の便宜として、絵入の墓図と墓碑銘が附されている事が多い。」¹²⁾

以下、省内2つの村の事例を瞥見しよう。

(1) 福州市建新郷麦浦村

福州市麦浦村は福州市中心部より南約20キロメートルの地にある。同村は都市近郊農村である為に建築業等の通勤兼業者が多い。また、解放前から台湾に移住した人が多かった。現在同村には145戸の戸数がある。解放前後から今日まで村外に出た人は数十戸あり、その内で台湾に出た人は10戸余りである。台湾に移住した人の理由は、生活苦の為と日本軍から逃れる為であった。彼らの多くは国民党とともに逃れた。

同村内の姓は施が最も多く60戸、この他、陳、林、葉、謝姓がある。施氏の族譜は他村には存在しているが、同村のものは文革中に行方不明となり、現存するものはない。他村のものを照合しさえすれば、今日作成する事は可能であるが、費用の問題が解決されず、作成されていない。但し、「家、必、明、成、増、光、祖、徳」という輩份は同族の中で記憶されており、今日も維持されている。

同村には1,000年以上前に建設されたと言われる寺がある。この寺には祠堂、土地廟に相当するものがある。建設年次は定かではない。かつては数千平方メー

トルの広い敷地を持っていたが、解放後小学校となり、中心部のみが祠堂、寺院として残された。しかし残された祠堂、寺院も文革中に破壊された。88年、同村出身の華僑から1万円の寄附金によって再建された。但し、元どりの復元ではなく、本尊は壁画にすぎず、堂も粗末な作りである。文革中のスローガン、落書も消えていない。寺の本尊は、唐代福建省支配者であった、閩王、王宙知である。かつては福州市内多くの村に閩王を本尊とする同様な寺院があった。寺院に祭られている本尊は閩王の他に、「施」氏の祖先だとされている將軍、女性神、男の子の神が祭られている。また寺院内には土地廟を祭った部屋がある。土地廟は「老人」(爺)と呼ばれ、特に名称はない。文革動乱中の1965年～80年頃までは、寺院に参拝する人はいなかった。しかし、80年以降、春節、清明節、毎月1日と15日、結婚式後に、村内外から参拝に来る人が徐々に多くなって来た。

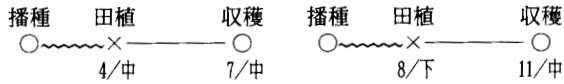
(2) 福州市日溪郷日溪村

日溪村は福州市街から西北わずか50キロメートルの位置にあるが、山岳地である為に、交通は不便であり、福州市との公共交通機関はない。村と福州市との間に道路が開通したのは1963年であるが、輸送手段が不足しているため、この道路を利用した陸上輸送量は少なく、今日でも陸の孤島に近い。

日溪村の人口は約1,000人である。その内約300人、100戸弱は少数民族の畚族であり、その他は漢民族である。同村における畚族の姓は、藍、雷であり、藍氏の方が多い。他郷には鐘、盤の2姓がある。畚族は今より12世代以前の祖先が広東省から海路福州に渡り、同村に定着した事が知られている。藍、雷氏の族譜はより大きな隣村の祠堂に納められている。日溪郷における畚族が居住する村は5村であり、いずれも前記2姓を名のっている。通婚はこの2姓間である場合が多いが、近年漢民族と結婚する事例もある。

隣村にある祠堂は、前記2姓の祖先を祭っている。祠堂に礼拝する時は、春節、清明節、五月祭、七月祭である。春節には年長者は交代で一晩本尊を守る。結婚式後には族長が結婚した2人を祠堂に連れて行き礼拝をする。以前に比べると、同族の集まりは少なくなったと言われているが、依然として、祠堂を中

図4-(1) 日溪村水稲作村体系



心とした祭事は守られている。祠堂の本尊は2姓の先祖を意味する、白馬に乗った神、赤馬に乗った神、である。また村内寺院の本尊は犬である。漢民族からは、これが奇祭に見做され、畚族差別の根底でもあった。土地廟は祠堂中に一緒に納められている。文化大革命中の暴動は、畚族の祠堂にまで及ばず、祠堂は文革中も無事であった。

畚族と漢民族は、解放前から水問題に関する紛議が絶えなかったと言う。水稲二期作地帯であり、水稲が最大の収入源であった同村では、渇水期における水確保の問題が農業における最大の関心事であった。日溪郷においては、福州市に近い上流域は漢民族の集落であり、下流域は畚族の集落である。かつて渇水期において、漢民族が上流で水を止めた為に、畚族との間で激しく対立した。族長の記憶の中にも、かつて命をかけて闘った事があると云う。今日でも、しばしば水問題に関するトラブルは発生している。また水道が同村に引かれたのは1988年、電気が来たのは1980年であるが、漢民族の村より大幅に遅れて附設された。これらに対しても畚族の不満は強い。日溪村村民委員会委員、5人中で畚族代表は1人にすぎず、人口比に対して(1,000人対300人)当選者が少ない。畚族代表は、しばしば、省政府に直接陳情して要求を実現しようとしている。水道はその様な陳情の成果であると認識されている。土地下請をめぐるトラブルは発生しなかった。1983年、すべての構成員に対して1人当0.8畝ずつ配分された。

(註)

- 1) 孝の概念は単に親、祖父母、祖先への敬愛と始祖への祭祀にとどまらず、子供を生み育て、血族集団を保持し、子孫が繁栄する事を同様に重視する。子孫の繁栄によってこそ孝は完結し、完成される。
- 2) 日本に於て、大陸より早く宗族支配が解体したのはいかなる理由によるものか、その事を解明する事は本稿の目的ではない。唯一つ、次の事を指摘しておきたい。

第1に、日本は東アジアの辺境地であり、渡来人にとっての開拓地、新開地であった。それ故に、渡来人の子孫や彼らの影響を受けた原日本人は古い伝統、倫理観に固執せず、新しい精神文化を受容しつつ自らの文化を変革して行ったのではなからうか。第2に、日本は戦国時代を通じて、徹底した封建革命が展開され、その止揚として成立した近世社会において、末端社会組織が再編された結果、中世までわずかに残存していた血縁共同体も変質し、新たな社会組織の下に編成替された。以上の要因によるものであろう。いずれにしてもアジアにおける共同体の性格は、祖先崇拜を中心とする精神文化をぬきに語ることはできない。

3) 陳独秀「東西民族根本思想之差異」、吳虞「家族制度為專制主義之根柢論」

4) 『資料集成中国共産党史第1巻』 波多野編, 1961年 199頁

祠堂は一族の祖を祭る社, 土地廟は地域的な, 村ごとにある社である。魯迅『阿Q正伝』中の主人公阿Qは土地廟に住む管理人であるが, 最低辺の貧民であり宗族制の狭間の中で苦悩する人物として描かれている。魯迅にあっても宗族制からの脱却は反封建闘争, 民主主義革命の課題として意識されていた。彼らの眼には, 宗族制は旧支配権力と結合した, 封建体制の強固な土台に映じた。中国においては, その後, 文化運動の側面でも政治の側面でも, 宗族制に対する闘争が民主主義革命, 社会主義革命の課題となった。かかる民族文化が何故政治闘争の標的となったのか。中国では, 宗族制が余りに強固であり, かつそれと旧支配体制が強く結合されていたことが主要な原因であろう。中国の民族文化は, いわば行きすぎた「反封建運動」が帰結したところの, 「民主主義反動」「社会主義反動」の犠牲となったと言えよう。

5) 毛沢東『毛沢東選集第1巻』, 第31頁,

毛沢東は次の様に言っている。中国封建社会における権力の中で主要な権力は宗族の権力であり, この他, 政治, 神, 夫の権力がある。「これらすべては, 宗法思想と制度によって代表され中国人民, 特に農民への4つの大きな束縛である。」

6) 毛沢東「湖南農民運動の視察報告」1927年3月, 『毛沢東選集第1巻』56~57頁

7) 銭杭, 謝維揚「宗族問題, 当代中国農村研究の一個視角」『社会科学』1990年4月, 人民大学

王思斌「婚姻觀念的变化与農村社会親属化」『社会学』人民大学 1990年6月

劉林平「試論家族主義精神及其对中国人民族性格的影响」『社会学与現代化』南開大学 1990年第2期

李天綱「帮会与上海社会」『中国社会史第3次研討会』上海社会科学院歴史研究所 1990年9月

銭杭, 謝維揚, 王思重「江西省泰和県羅農村宗族情况調査」『江西泰和農村宗族形態』1990年

徐揚杰「中国家族史研究的歴史和現状」『社会科学動態』1990年第7期

銭杭 謝維揚「宗族問題当代中国農村研究の一個視角」『新華文摘』1990年第9期

王沪寧「中国的村落家族文化狀況与前景」『新華文摘』1991年第5期

8) 同論文で引用された報告書は以下の様な文献である。

中共中央政法委員会『關於封建宗族勢力活動情況的調查報告』1983年9月
中共湖北省委批轉省委宣伝部 『關於解決農村封建宗族勢力和封建迷信活動抬頭問題的意見的報告』1983年10月

王金訪, 方左舟『湖北日報』1987年4月6日

中共中央宣伝部「湖南省委決定在整党中解決農村少数党員參加封建迷信和宗族活動的問題」『宣伝動態』1986年第34期

李大仏, 黄連発「托溪卿發生殷房扒竈事件」『人民日報』1986年7月10日

許伝良「仙桃市文化局狼刹打印宗譜歪風」『中国文化報』1989年第59期

王登高, 符成山「警惕宗族活動死灰復燃」『湖北日報』1987年第21期

沈柏之「建祖堂風該刹」『湖北日報』1987年4月6日

程長「曹家塊村修譜引発的思考」『農民日報』1990年2月5日

李雄「農村宗族勢力抬頭, 嚴重冲撃法制建設」『法制日報』1989年4月4日

9) 天津市1人当収入は全市民平均2,264元(1987年), 全国1人当収入は1,081元(1988年)である。

10) 王口鎮の場合 党支部の選挙では, 鎮レベルである為に, 同族の意見が反映されにくい, 村民委員会の選挙では, 狭い村レベルである為に反映されやすいと言われる。

11) 1978年以前には火葬する事はほとんどなかった。県の火葬場で火葬し, この際地方政府から補助金が拠出される。土葬の場合, 高価な棺柩が必要であり, 約1,000元必要である。

12) 「尋根門祖話譜牒」『福建華僑報』1991年4月14日